里親支援の充実について

(1) 里親委託推進の方策

- ・良いマッチングのためには、多数の候補が必要。
- ・里親委託率を大幅に伸ばしている自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験 発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力を行い成果を上げている。

(2) 里親支援の重要性

- 里親に委託される子どもは、虐待を受けた経験などにより、心に傷を持つ子どもが多く、様々な形で育てづらさが出る場合が多い。また、社会的養護の担い手であることや、中途からの養育であることの理解も重要である。
- ・そのため、養育里親には、研修、相談、里親同士の相互交流などの里親支援が重要であり、里親が養育に悩みを抱えたと きに孤立化を防ぐ支援が重要である。

里親支援の体制整備

(1) 里親支援の取り組み内容を、児童相談所運営指針、里親委託ガイドラインで定める。

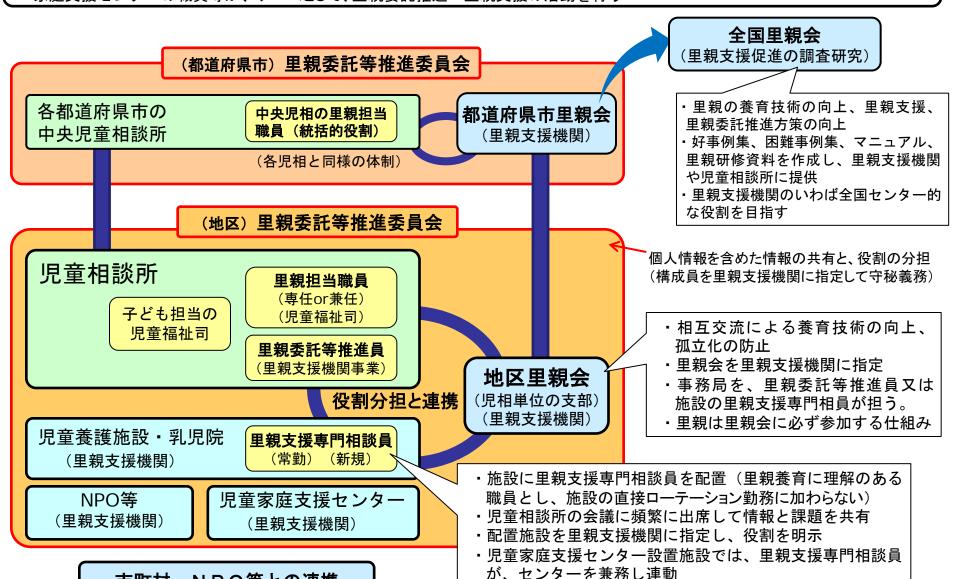
- ・委託里親への定期的な訪問の訪問回数を、委託後の経過年数等に応じて設定 (委託直後の2か月間は2週に1回程度、委託の2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度、 そのほか必要に応じて訪問)
- 委託里親には、複数の相談窓口を示す。
- ・里親サロン、里親研修・里親セミナーの開催、テキストの配布など
- ・レスパイト(里親の休養のための一時預かり)

(2)(1)を実行するための体制整備

- ・児童相談所が取り組みの中心。里親担当者の配置(専任又は兼任。できるだけ専任が望ましい。)
- ・里親支援機関事業の里親委託等推進員 (23年度:206児相中117か所)
- ・児童養護施設及び乳児院に置く里親支援専門相談員(平成24年度新規)
 - →定期的訪問を含めた里親支援を、児童相談所の里親担当者等と、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員が 分担連携して行う。このため、定期的に会議を行うなど、ケースの情報の共有に努める。
- 里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施設などを、里親支援機関に指定し、里親名簿その他の必要な情報を共有する。(児童福祉法上、里親支援の業務の委託先には守秘義務が設けられている)

里親支援の体制整備のイメージ

〇各児童相談所単位で、児相の里親担当職員、里親委託等推進員、里親会の里親支援担当者、施設の里親支援専門相談員、児童家庭支援センターの職員等が、チームとして、里親委託推進・里親支援の活動を行う

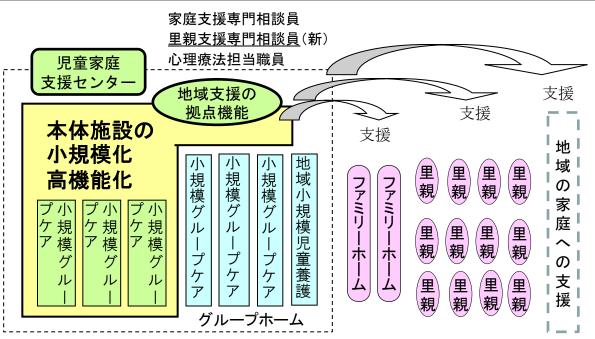


市町村・NPO等との連携

里親支援専門相談員(里親支援ソーシャルワーカー)について

- 〔趣 旨〕 ・施設に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの支援体制の充実を図るとともに、施設と里親 との新たなパートナーシップを構築する。
- 〔人 材〕 ・家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)と同じ資格要件(社会福祉士、施設で5年以上勤務した者、 又は児童福祉司資格のある者)を満たし、里親養育に理解があり、ソーシャルワークの視点を持てる人
 - ・実践を積み重ねながら、里親支援の在り方を見いだし、里親支援ソーシャルワークの専門性を高める。
- [役割] ・①所属施設の児童の里親委託の推進、②退所児童のアフターケアとしての里親支援、③地域支援としての里親支援 (児童福祉法上、施設はアフターケアの機能を持つとともに、地域住民の相談に応じる機能を持つ。)
- 〔活動〕・施設の直接処遇の勤務ローテーションに入らない。施設の視点から離れ、里親と子どもの視点に立つ。・児童相談所の里親担当職員や里親委託等推進員とともに、定期的な家庭訪問を行うほか、施設機能を活かした支援を含め、里親支援を行う。
 - ・児童相談所の会議に出席して情報と課題を共有する。
- 〔位置付け〕・配置施設を里親支援機関に指定し、役割を明示する。 ・児童家庭支援センターを附置する施設では、里親支援専門相談員は、センターを兼務し連動する。

施設の地域支援機能の充実と 家庭的養護の推進



里親支援機関の役割分担について

- 〇里親支援機関は、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く児童養護施設や乳児院、公益法人や NPOなど、様々な主体が参加し、それぞれの特色に応じて、分担・連携し、里親制度の普及促進、里親委託推進、 里親支援の事業を行う。
- ○里親支援については、複数の相談窓口があることが重要。
 - ・里親会は、主に、里親サロンなどの相互交流や、里親経験を生かした訪問支援、里親によるレスパイトなど
 - ・児童家庭支援センターは、主に、専門職員による養育相談、電話相談など
 - ・児童養護施設、乳児院は、主に、施設から里親への移行支援、里親への訪問相談、電話相談、レスパイトなど
- 〇里親支援機関は、都道府県市の里親支援の業務を委託するもの。委託を受けて里親支援の業務に従事する者には、 児童福祉法上、守秘義務が設定されており、里親名簿やケースの必要な情報を共有し、連携して対応。
- 〇ファミリーホームに対する支援も、里親支援機関で一体的に行う(平成23年4月に実施要綱改正済) また、平成23年4月の実施要綱改正で、里親支援の業務を、児童家庭支援センターの業務に位置づけた。

児童相談所 里親担当職員 里親支援 里親会 里親支援 里親支援 機関 機関 機関 児童家庭 児童養護施設 里親 里親 里親 里親 里親 里親 里親 里親 支援セン 乳児院 (里親支援 ター 里親 里親 里親 里親 里親 里親 公益法人 専門相談員) NP0

里親支援機関事業

実施主体

- ・都道府県・指定都市・児相設置市
- ・里親会、児童家庭支援センター、 乳児院、児童養護施設、NPO等に 委託可能

	里親制度 普及促進 事業	普及啓発
		養育里親研修
		専門里親研修
	里親委託 推進・支 援等事業	里親委託支援等
		里親家庭への訪問支援
		里親による相互交流

市町村・地域の様々な子育て支援事業

里親会の役割と活動の充実

〇里親会活動の役割

・里親会は、里親の相互交流や経験豊富な里親の相談による養育技術の向上、里親の孤立化の防止のために重要な役割を持つ。 このため、会員相互の交流が目的の私的な団体ではなく、公益的な団体である。

〇里親支援機関への指定

・このような役割から、都道府県市や地区の里親会は、委託費の有無にかかわらず、里親支援機関に指定することが望ましい。

〇里親会への加入

・このような役割から、里親は里親会の活動に参画するものとし、その旨を「里親及びファミリーホーム養育指針」で定める。

〇里親会の事務局体制

・里親会の活動の充実のためには、事務局体制の充実が必要であることから、里親支援機関事業の里親委託等推進員、施設の里親 支援専門相談員、児童家庭支援センターの職員は、里親会の事務局を担当することができる。

○全国里親会の里親支援促進調査研究事業

- ・里親の養育技術の向上、里親支援、里親委託推進方策の向上のため、厚生労働省からの補助金により全国里親会で実施(平成 24年度新規事業)
- ・全国の里親会や里親支援機関等を対象に調査を行い、里親からの相談事例、里子からの意見、児童相談所、里親支援機関等関係者からの情報等を基に、好事例集、困難事例集、マニュアル、里親研修資料を作成し、里親支援機関や児童相談所に提供
- 「里親委託等推進委員会」(学識経験者、里親会、関係機関等)を置く。
- 里親支援機関のいわば全国センター的な役割を目指す

全国里親会

(全国センター的な役割)

都道府県市里親会

(里親支援機関)

地区里親会

(里親支援機関又はその支部)

- 全国を単位とする財団法人
- 個人会員、団体会員(地方里親会)、施設会員、賛助会員を持つ。
- 都道府県、指定都市、児童相談所設置市を単位(地方里親会)
- ・地区里親会の連合会の形式の里親会も有る。また、県・指定都市で合同の場合も有る。
- 財団、社団、NPOもあるが、多くは任意団体。
- ・児童相談所の単位(都道府県市里親会の支部、又は地区単位里親会)

(参考1)里親支援機関事業の概要

里親支援機関事業

里親制度普及促進事業 (都道府県・指定都市・児相設置市単位) 補助基準額:1都道府県市当たり3,993千円 (×国1/2)

- ①普及促進
 - 里親制度の広報活動を行い、新たな養育里親等を開拓する
- ②養育里親研修
 - ・養育里親として必要な基礎的知識や技術を習得する (養子縁組里親、親族里親にも必要に応じた研修を実施)
- ③専門里親研修
 - ・被虐待児等を受け入れる専門里親の養成等を行う

里親委託推進・支援等事業(児童相談所単位)

補助基準額: 1か所当たり 7,492千円 (×国1/2)

「里親委託等推進員」「里親委託等推進委員会」を置き、次の事業を行う

- ①里親委託支援等
 - ・児童と養育里親との調整等を行い、委託を総合的に推進
- ②訪問支援
 - ・里親家庭に訪問し、児童の状態把握、里親への相談、援助等を行う
- ③相互交流
 - ・里親、里親希望者等が集い、情報交換、養育技術の向上等を図る

実施主体

- ·都道府県·指定都市·児相設置市
- 里親会、児童家庭支援センター、 乳児院、児童養護施設、NPO等に 委託可能
- ※児童福祉法等の一部を改正する法律(平成20年法律第85号)の施行により、
 - ・都道府県が行わなければならない業務として、児童福祉法第11条第1項第2号へに、「里親につき、その相談に応じ、 必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと」が規定され、
 - ・同条第4項及び児童福祉法施行規則第1条の38で、当該業務に係る事務の全部又は一部を、都道府県知事が当該業務 を適切に行うことができる者と認めた者に委託することができることとされ、
 - ・児童福祉法第11条第5項に、委託を受けた者の守秘義務が規定された。同法61条の3に違反した者への罰則も規定

(参考2)里親支援の体制

児童相談所の体制 (23.4.1) 児童相談所 206か所 児童福祉司 2606人 児童心理司 1162人



児童相談所の里親担当職員

專任 52人 兼任 273人 計 325人



里親支援機関事業における里親委託等推進員の体制

自治体が雇用し児相に配置 87人

委託法人が雇用し児相に配置 4人

委託法人が雇用し委託先に配置 6人

計97人(児童福祉司兼務を除く) うち常勤14. 非常勤83

_

十

児童家庭支援センター 86か所 (H23.9)



施設の里親支援専門相談員 (新規) 児童養護施設及び乳児院に設置



- ・これまで、10年で約2倍に増加 (平成11年度児童福祉司1230名)
- ・この間、虐待相談件数は5倍に増えており、 増員が必要。



・できるだけ専任の里親担当職員の配置が 望ましい



里親支援機関の仕組みの効果的な実施



- ・平成26年度120か所目標
- ・将来は、児童養護施設・乳児院の標準 装備化する。



- ・平成24年度新規(1児童相談所の管内に 少なくとも1か所。複数も可。)
- ・将来は、全ての児童養護施設(587か所)、乳児院(129か所)に配置(約700人)